

第5回 生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会 会議録

1. 日時 平成22年12月24日（金）午後4時00分～5時40分
2. 場所 生駒市役所4階 401・402会議室
3. 出席者
（市長）
（委員） 増田会長、久副会長、田中副会長、下村委員、嘉名委員、井上委員、大原委員、城山委員、戸川委員、福本委員、荒井委員、植田委員、大西委員、筋原委員
（事務局） 吉岡部長、森本次長（都市整備部）
林課長補佐、谷係長、百瀬主任（都市計画課）
前川課長、西本課長補佐、高谷係長（みどり景観課）
山口、市川（以上、パシフィックコンサルタンツ株式会社）
4. 欠席者 松村委員、今井委員、樽井委員
5. 会議公開 公開
6. 傍聴者数 2名

7. 議事内容

市長：長期間、当委員会でご審議いただき、本当にありがとうございました。

生駒市は、12月1日に人口が12万人に到達した。10万人から11万人になるには6年半かかった。11万人から12万人になるには14年ということで、倍以上であった。人口の増加のペースは緩やかにはなっているが、人口自体が減少する自治体が大半の中で少しでも増えているということは、都市の活力という点でありがたいことだと思っている。

12万人目の市民の方は大阪にお勤めの方だそうで、自然が多く、子育てをするのに環境がよいということでこの地を転居先を選んだということであった。

これまで委員の皆様方には、都市計画マスタープランと、本市の特徴である豊かな自然を生かすための本市独自の景観施策を展開していくための景観計画、この2つを同時に作成していただくというかなりタイトな作業をしていただいたと報告を受けている。改めて御礼を申し上げるとともに、今日の委員会がパブコメの前の最後の委員会ということなので、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと思っている。よろしく

お願いしたい。

会 長：これからスタートしたいと思う。暮れが押し迫っているということと、遅めの時間で今日はクリスマスイブだが、ご出席を賜りありがとうございました。

昨年5月に始まってから、都市計画マスタープラン及び景観計画の策定作業を両部会長にご指導いただきながら鋭意議論を重ねていただき、ほぼまとまった。本日は、その案について皆さんにご審議いただきたい。

委員の皆さんには、短期間に集中してご議論いただいたということで御礼を申し上げます。

早速であるが、次第に基づき議事を進めたい。今日は市長さんに最後までお聞きいただけるということである。よろしくお願いしたい。

(1) 生駒市都市計画マスタープラン（素案）について

事務局説明

会 長：今の説明について、部会長として補足は。

副会長：今までの都市計画マスタープランでは、全体構想とそれに基づく地域別構想という流れで大体作ってきたのだが、総合計画のほうで「住民」ということがたくさん出てきている。したがって、今回の都市計画マスタープランは、従来の例えば道路をどこに作るのか、公園をどこに作るのか、そういう物を作るというよりは、住民の力をどのように生かすかということを中心に考えていこうということで、全体構想のほうを、「行政施策の推進」、「市民・行政が共に取組む協働」、「市民の取組みへの支援」という3つの柱立てで出させていただいている。これを見て市民もまちづくりへ関わっていただいて、自分たちがどう行動するかを考えていただくというふうに、この10年間で下地づくりをして、その結果、生駒市全体の方向性が決まっていくというふうになったらいいなということで内容を作っている。今までの形式とはかなり違った形になっている。

今後、社会情勢が変化していくので、ここでこうしなさい、ああしなさいと決めてしまうのはよろしくない。むしろ住民の皆さんが、地域別の中では特に小学校区単位で見ると、高齢化率とか、そういういろんな面でそれぞれ異なっているのだから、自分たちの地域の実情に合わせて、自分たちのまちの未来を考えていけるような、そんな体制づくりをしたいということで地域別構想というのは簡単に書かせていただいて、むしろ全体の中で住民の活動をどうやって支援していくかという方向性で全体をまとめた。

会 長：合計9回議論して、「参画と協働」を中心に据えてまとめていただいたということですが、何かご質問などあるだろうか。意見交換をしたい。

副会長：62 ページ、③仕組みづくりの中に「まちづくり条例」がある。これは全国的にもまちづくり条例という名のもと、さまざまなタイプのものがある。例えば都市計画の分

野にかなり重点を置いたまちづくり条例だと、神奈川県の大和市は「まちづくり」をひらがなで書かずに、「街づくり条例」としている。福祉とか教育等のさまざまな分野を支援するのであればひらがなの「まちづくり条例」という言い方もある。ここでは都市計画課だけでなく、さまざまな部署が支援をするときの条例になる。今のところ条例の名前とか内容をどう考えられているのか教えていただきたい。

副会長：あくまで仮称である。これがこのままというわけではなく、一般的な名称としてここに書いている。もしかすると「街づくり条例」になるかもしれない。

ただし、この部会の中でよく出てきていた「自治基本条例」ができて、自治会等を中心にまちづくりを考えるいろいろな市民活動を進めていこうという体制づくりができた。これからこれをやっていこうというときに、都市計画マスタープランによるまちづくり活動というのもそれと全く無関係ではないので、場合によっては福祉なども関係してくると思う。内容的には本来の都市計画の物づくりだけではない部分も非常に多い。私としては「まちづくり条例」になっていくのではないかと思う。

ただ、これは今はいこま塾をやっているが、これに参加された方とか人づくりをしていて、市民の参加のもとでどんな条例にするかを考えていこうということでここに書いている。この部会の中ではそういうことについてはあまり議論していない。まだ流動的と受け取っていただきたい。

会長：ここに書かれているものを見ると、まだ幅広に対応できるということで、都市計画等と連携した市民参加や開発調整の仕組み、あるいはそれプラス庁内の横断的な支援体制のあり方ということであるので、ひらがなの「まちづくり」に近い形も受け入れるよという形でおまとめいただいている。

副会長：これは条例とともに、それを誰がどういう形で運用していくかという支援体制、行政の組織としての支援体制が重なってくるので、そのあたり、常に両方見定めておかないとうまくいかないと思う。そのあたりはワークショップだけではなくて、庁内体制の整備も要るだろう。

会長：事務局のほうは何かあるか。所管をどこの部局でやるかとか、どういう体制で行政がフォローしていくのかというあたりのイメージというのは。

事務局：体制的には、一方ではいこま塾を発展的に進めたい。その中で庁内の推進体制が必要であろうと考えている。その連携を踏まえながら、最終的にはまちづくり条例というものを考えているが、市民の方でまずご議論いただき、それを自主的に支援できるような条例づくりをしたい。行政側としても当然、庁内の各部署が連携を図って進めたいと考えている。

会長：市民活動をこれから支援していく中で、いこま塾が中心的に据えられているが、これは継続をされていくのか。

事務局：そのように考えている。

会長：他に何か。

委員：体裁のご提案だが、23 ページの左下の留意すべき事項が薄紫、18 ページの左下に行くとも目標がこの色である。同じ色になっている。12 ページの留意すべき事項から引っ張って来られていると思うので、勘違いを起こすのではないか。パッと見たときにどの順位づけのものなのかがわかるように識別されたほうがよいのではないか。

市長：取り組み方針で、行政のやるべきこと、市民と行政が共に取り組む協働、市民の取り組みへの支援、このように3つのタイプに分ける都市マスというのはあまり例がない先進的な取り組みか。

副会長：最近はわりとそういう形も出ている。これが初めてというわけではない。

会長：ここまで踏み込んでいるものはまだまだ少ない。

副会長：かなり詳しいほうではないかと思う。

委員：14 ページ、方針③の産業・学術研究拠点の中の言葉づかいで、「地域の状況や社会経済環境、及び関係機関との連携のもと」というところは、「地域の状況や社会経済環境を考慮し」とか、そういう言葉を入れないと変な意味合いになる。

もう1つ、私のお願いだが、私は総合計画を策定する前の市民会議に参加させていただいた。その市民会議でまちづくりについて部門別にいろいろ提言をした。それを総合計画審議会の中で検討されて総合計画ができた。私はそういうプロセスを見ていたときに、これまでのそういう検討を踏まえて今後の方向性を検討するという形にさせていただきたい。

この「方向性を検討・調整します」というのは、どこの時点から検討するのか。白紙からやるのかということになる。今までのエネルギー、あるいは参画してきた人数を考えるとみれば、「これまでの検討を踏まえ」ということを一言追加していただきたい。

会長：14 ページの産業・学術研究拠点のところのコメントについてということか？

委員：そうである。

会長：例えば「高山第2工区については地域の状況や社会経済環境」の前に、「これまでの検討経過を踏まえつつ、地域の状況や社会経済環境を踏まえ」のような言葉で、これまでの経緯を配慮するということか。

委員：そのようにお願いしたい。

会長：これは事務局のほうで部会長と相談いただいて検討いただきたい。

委員：部会長から、今回の都市計画マスタープランの方向づけとして、市民参加の参画の部分強調したという話である。63 ページに「市民主体のまちづくりへの支援」ということで流れが書かれているのだが、近年、生駒の中でいろんなまちづくり活動が非常に出てきている。このままで行くと、あまりそういう活動がないところの市町村にも通用するような形になっている。せつかくここ近年になっているようなまちづくり活動の芽生えが目に見えてきて動いているという中で、萌芽というか、芽生え、そういったものを支援するんですよと。ないものを作るのではなくて、いろんな活動し始めている人たちに対する支援をしますということを書けないだろうか。どちらかというとこれはゼロ

から伸ばすみたいに捉えられる。せつかくの動きをもっと強力に支援するということができないか。

会 長：63 ページのスタートが、全くゼロの学び、考えるというところから、行動、次の取り組みへという展開にしているが、既に行動しているグループがいくつかあるので、そのあたりを踏まえて、すべてゼロからではないような書き方ができないか。入っていくチャンネルが何個か、多様なチャンネルがあってもいいかもしれないというご意見である。

委 員：特になくてもいいのだが、何か色づけが欲しい。

会 長：その辺はいかがだろうか。

副会長：③のネットワーク化のところは、既にあるところがそれぞればらばらにやるのではなくて、連携を図ってやっていこうということで入れている。今まで全くないと思ってここを作っていたわけではない。

ただ、部会の中では、自治基本条例はどこでやるかという話もよく出てきて、その中でもまだまだ住民が参加するというような体制にはなっていない。本当に初歩的なところからやらなければいけないのではないかという話もたくさん出ている。もちろん活動されている方もいらっしゃると思うが、活動しようと考えていない人たち、どうしていいかわからないような人たちをもっと支援していこうということで考えている。

会 長：ほかにいかがだろうか。チャンネルとしては①から⑥の中に、図ではなくて、丸の中に少しそういうことがきっちり書き込まれているということだが。

委 員：部会長がおられるのでお聞きしたい。高山第1工区の先端科学技術大学院大学のところは2、3社の研究所が出てきている。大学、そういう研究機能があるわけである。ところが、この何十年、全く進展していない。県が持っている未利用地が3カ所もある。そういうところについてはメリハリを利かせた都市マスタープランに書いておかないと、これは1つの外部に対するメッセージになるわけである。拠点のところはかなり積極的に関係機関に働きかける、そういうことを書き込んでほしい。

結局、公的機関が持つておられたら未利用地で空いたままである。そのまま何十年もあそここのところはあるわけである。私は1度、生駒市の庁内で検討された企業誘致の報告書を読ませてもらったが、北田原と先端科学技術大学院大学のところの拠点に企業を集積させる、それによって産業連関表とかをお使いになってはじかれた数字が奈良県の中で400億円ぐらいの波及効果があるという数字を出しておられるわけである。そういうものを県のほうに働きかけるという意味でも、このメッセージを私は強くしてほしいと思っている。それは部会長にお願いしたい。

副会長：総合計画が一番上にあって、都市計画マスタープランがその下にあるので、これを作るに当たって、総合計画に示されていることはうたっているが、あまり書かれていないところをこの都市計画マスタープランでたくさん書くことはできないと判断した。

委 員：それは高山第2工区で、高山第1工区は？

会 長：高山第1工区はご存じだとは思いますが、各種地区計画の変更等をしながら積極的に産業型研究機関の受け入れができるということで、奈良県の都市計画もそうだし、我々がここでやっている都市計画審議会のほうもそういう形で積極的な取り組みを今現在進めている。

事務局：素案の33ページ、方針3、「周辺環境と調和した産業・学術拠点機能の立地誘導」で、高山第1工区について、積極的に立地誘導を図るということをうたい、今現在、規制緩和等を検討し、進めている。3月議会には規制緩和の条例案が出せる。

委 員：今のことに関連して言うと、結構企業誘致が難しい状況にあるので、全国的に見ると緩和をして、何でもいいから入ってもらいたい事例もある。それは場所ごとの話だと思うが、緩めてしまったために、もともと考えていたことと全然違うことになってしまい、苦勞されているケースもある。当初掲げられた理念を重視して、ある程度時間がかかってもやっぴいこうというスタンスも大事である。埋まっていればいいということではなく、都市計画として良好な土地利用、望ましい方向を考えて、その上で適正な企業誘致に努めてほしい。ほかの事例を見ているとそういうことを感じる。

会 長：多分今の規制緩和は研究機能をきっちり、ある一定以上の人数、あるいは床面積をもって展開するという形での規制緩和である。ただ単に工業誘致ができればいいという形にはなっていない。一方で、環境をきっちり担保するようになっているので、ご心配はされなくてもいいのではないか。

市 長：あそこは土地が空いているように見えるが、県の土地開発公社が持っているのは1区画しかない。あとは所有権は民間に移っている。しかし、あれを買ったときと今とで経済情勢がだいぶ違うので、研究所は建てられないという状況である。今県のほうでは県が持っている1区画を売るということに加えて、民間が持っている土地についても仲介をするような形で、あそこに一定の研究所プラス研究開発型産業を集積しようとしている。

先ほどおっしゃったご心配も当然ある。あそこはもともと準工業地域としてのいろいろな規制がかかっているところに地区計画で商業地域並みに厳しい網をかぶせている。用途地域としては準工なのだが、実際に建てられるものは商業地域並みにかなり厳しくしている。今回緩和するのは保管できる薬品類を若干商業地域並みにすると、こういうのはできるけれどこういうのはできないという操業形態による規制を若干緩めるといふ感じである。ただ、いずれにしても環境を害するような、煙がもくもく出るとか、そういうのではなくて、基本的には先端技術を用いたモノづくり的な企業である。騒音、振動、煤煙、排水等はあまり影響はない。要はその活性化と環境とのバランスをどう取るかというのが一番のポイントになる。今回は当初の理念からすると若干活性化のほうにはシフトしたが、大枠では緩めていない。大枠で緩めなくても、奈良県に立地意向を示している企業の形態からすると、準工並みに、北田原ぐらいに緩めなくても十分埋まる可能性はある。先ほどおっしゃったとおり、今すぐどうこうというのは無理である。

10年スパンで考える。貴重なご指摘をありがとうございました。

委員：全体の印象だが、今までと全く都市計画マスタープランでは市街化区域を中心に議論していたのだが、今回は農地とか調整区域の話もしっかり書かれておられるということと、環境の話もまちづくりの話に加えて書かれているということで、そういう意味では新しい時代の都市計画を展望し、パッと見ると当たり前っぽく見えるが、実は都市マスの中では非常に画期的なことをされているという印象がまずある。

そういう画期的なことをやられているので、そのついでに、都市計画の基礎調査を今後やられると思うが、環境への対応をやっているとしたときに、いわゆる都市計画基礎調査の定番の調査項目だけではなかなか環境への対応などは難しい時代になってきているのは確かである。このあたり、ぜひとも今後、いろいろ課題が出てくると思うが、ありきたりのメニューだけで調査するのではなく、都市マスの目指している方向を踏まえて、ぜひご検討いただきたい。

それから、これは中身の問題ではなく、レイアウトの話だが、32ページのような体裁は見栄えが悪いような気がする。工夫していただきたい。

会長：将来に向けてのご提言と、紙面のレイアウトの話であった。

委員：56ページの南部エリアのまちづくり方針、「南部エリアの主な特性」で、「国道168号線」とあるが、「線」は要らないのではないか。図中は「168号」となっている。

安全・安心というキーワードが項目の1つとして挙がってきているので、例えば40ページの防災道路、そういう安全面に関する地域コミュニティの充実によっていざというときに助け合うというところが一般的に言われている最近の内容ではあろうかと思う。防災は地域防災計画に委ねるべきかもしれないが、もし奈良県等で指定があるところがあれば、災害を救助するような搬入路の確保という道路も、あるのかないのかかわからないが、そういう面も交通体系の中に入れ込んでおくのも1つではないか。

会長：それは47ページにある。40ページは前の章の続きである。

委員：勘違いした。

副会長：防災については非常に重要視して作っている。住宅地が非常に多いので、産業がない代わりに、住民の方がたくさん住んでいらっしゃるというのが大きな特徴。長く住み続けていただくためには今あるまちがよくなっていかなければいけないし、住み続けられるようなまちにならないといけない。その1つが防災ということで、項目として挙げている。

委員：31ページの方針2、市民・行政が共に取り組む協働、「利便性の高い中高層住宅などの誘導」、これについて説明したい。

この都市計画マスタープランの計画素案はこのように委員が知恵を絞って書いた。

先ほどの議題に関連して、生駒市は老化現象が目立ってきている。なぜこんなことを申し上げるかということ、いろいろ計画を立てても、人口が減り出したら手をつけられなくなってくる。

具体例としては、生駒駅の乗降客が10年で1割減っている。今年の7月の『週刊AERA』で、市町村の将来の位置づけについて勝ち組とか負け組という表現で記事が出ていた。生駒は負け組である。なぜか。高度経済成長、GDP国内総生産の伸びを見ると一目瞭然で出てくる。1990年代がピークになっている。そこまでは人口は増えていた。先ほど市長が言われたように、それ以後、伸びていない。増えたときは、団塊の世代を中心にドーンと増えてきた。今度、その人らが老化してくると給料が入ってこなくて、社会保障を当てにするような人が増えてくる。具体的に60歳以上の人が今から10年前は1,265人だったのが、平成21年は2,321人、倍になっている。65歳以上の人は1,071人だったのが1,858人、これも倍になった。生駒駅の乗降客数については、国勢調査ではっきりした数字が出てくると思うが、今年やった国勢調査は来年にならないとわからないが、10年の前の5年では、生駒市外への通勤者の人数は変わっていない。しかし、最近の5年で見ると、特にここ3年ぐらい、60歳、65歳の人が多く増えている。そういう現象が出てきている。

『AERA』は週刊誌特有の大変だ、大変だ、大変だということで騒ぐだけで、どうしたらいいかということは全然書いていない。そこで、先ほどの利便性の高い中高層住宅に来るわけである。結局、収入のある人をこれから先、増やしていかなければいけない。ただ、生駒の場合、利便性や緑があるので追い風にはなってきているが、特に大事なのは人口密度を高めることである。低層住宅、平屋建てとか2階建てだと人口密度は高められない。中高層住宅、あるいは住宅地においては2世帯住宅を奨励する。そういうことでやっていかないといけない。

それに関連して、生駒駅前には商業施設が少ない。アンケートを見てもわかるし、我々も感じる。これはよく調べてみると、この近辺の人口密度が低いのである。登美ヶ丘のけいはんな線の終点駅、あそこで30万㎡ぐらい山林を切り開いてまちを作った。あそこは中高層住宅、集合住宅が林立していて人口密度が高い。利便性の高い中高層住宅の誘導を挙げさせていただいた。

会 長：少子高齢化というときに、みんな少子高齢化と言うのだが、そうではなくて、生産年齢人口の減少と言ったほうがいいのではないかという議論も一方である。ご指摘いただいた背景はよくわかった。

委 員：55 ページ、地区別の高齢者の分布図の生データを入れられるときは、何年の住民基本台帳が使われたとか、そういうデータを入れていただくと資料の精度が高まる。

委 員：33 ページ、「産業拠点を支えるアクセス道路の強化」、これはここに書いてある言葉どおりと捉えていいのか、今やっただけでいる北田原の工業団地の中へ向けてのアクセス道路と読み取るのか。これだと国道163号の整備を市が進めるというように読み取れる。市が国道を作っていただくのだなど。

事務局：「などの」と入っている。

委 員：新たに市の費用というか、両方でやっていただけることを表現したいのか、微妙で

ある。

会 長：これに関しては、今日いただいた意見をパブコメ前に改正すべきところは部会長とご相談いただいて変えていただき、パブコメをしていただき、もう1度それに対してこの場でパブコメ結果を受けて議論する機会がある。その場でいろんな市民の方々から意見がいただけると思うので、それを踏まえて、どう対応すべきかここでもう1度審議したい。

(2) 生駒市景観計画(案)及び生駒市景観条例(案)について

会 長：生駒市の景観計画については本日が最終審議である。

事務局説明

会 長：景観計画の立案に際して、部会長として何か補足は。

副会長：資料2の計画案の1ページで説明したい。今回の景観計画というのはかなり技術的、テクニカルな話がほとんどだった。1ページの下に書いているように、まずは規制をするための景観計画を作りたいということに絞った。本来は、景観形成基本計画があって、それに基づいて規制部分をやっていくというのが手順としては妥当だと思うが、理念をみんなで共有したり、さらにどういう手続きで生駒全体の景観を高めていくかというのは時間がかかる。それをやっていくうちに景観に迷惑がかかるような土地利用や建築物が建っていく恐れがあるので、今回はまず早急に規制的な手続きをしておきたいということで、それに絞った形の景観計画になっている。これができた後、じっくりと時間をかけて、市民のご意見も聞きながら、景観形成基本計画の改定をしていきたいと思っている。

生駒の場合は、何もないということではなく、既に景観形成ガイドプランとか景観形成基本計画を作っている。これが非常に充実した内容になっているので、そこをベースにしながら今回の景観基本計画の柱の部分を作らせていただいた。規制だけに絞るといいながら、ベースとしてはしっかりしたものがあったので、そこを柱として使わせていただいた。

目次は8章構えになっているが、これは景観法第8条で定められている景観計画の内容をそのまま今回は使わせていただいている。特にここで書きたかったのは第5章である。ページ数もここが一番多い。第5章の部分が規制の内容を事業者等に明確に示すところである。一言で言うと、第5章をしっかりと位置づけ、これに基づいて規制誘導をしていくための計画である。5章に導くまでのいろいろな話が4章までに書かれている。このように読み取っていただければよい。今回、我々が力を入れて検討させてもらったのは5章の規制内容が妥当かどうかである。

既に奈良県が景観行政団体として今やっているの、奈良県の現在の規制内容を十分な

下敷きにしながらやった。今回は生駒市が景観行政団体になって自ら動けるので、きめ細かな内容、それから、基準も細かくさせていただいた部分がいくつかある。

最後に、7ページで、自然景観区域と田園景観区域と市街地景観区域の3つに分けている。大きくタイプの違う市街化調整区域と市街化区域という2つがあるわけだが、この市街化区域は1つにして市街地景観区域ということになっている。市街化調整区域は2つに分けさせていただいた。既にさまざまな法規制で行為の制限がされているところを自然景観区域とさせていただき、ほかの景観法以外のところではまだあまり重点的な法規制がなされていない部分を田園景観区域にさせていただいて、2段構えにさせていただいた。

実際に規制を念頭に入れた3段構えになっているということをご理解いただくと、我々の部会で何をやってきたのかということの理解が進むのではないかとということで、最後に7ページを説明させていただいた。

ということで、テクニカルな内容ばかりなので、意見交換は先ほどの都市計画マスタープランと少し質が変わってくるかもしれないが、そのあたり、お含みいただきながら意見交換させていただきたい。

会 長：景観計画と、それを受けて景観条例の改正ということのご説明をいただいた。特に最後にご説明いただいたように、もう1度生駒市景観形成基本計画はじっくりと検討期間を設けて深めていくということを前提に、当面急ぐ規制を、要するに法的裏付けを持った規制が実行できるような形で景観計画をとりまとめたということである。何かご質問、ご意見はあるだろうか。

副会長：景観配慮地区についてはまだ今後、計画を改定されていくというのは？

副会長：ここが1つ、どういう形でお示しするのか、かなりデリケートな問題がある。というのは、景観配慮地区というのは事務局側というか、部会で大切にしたいということは言っているが、必ずしも住民の方々が、まだ自分たちは景観を大切にしていくなんだというような意識づけまで行っていない危険性がある。それを軽々にここは大切ですよという話をやるというのはどうかなというところがある。ただし、メリハリがあるということも確かなので、そういうことで言うと、いくつかの候補地というところで方針だけを述べておくにとどめているのが現状である。

副会長：例えば都市計画マスタープランでは駅のところは拠点ということで位置づけをしているのであまり厳しい規制はできないと思うが、少しかういふところも検討していただけたらありがたい。

副会長：図があると、ここが抜けているとか、ここが多すぎるとか、そういう議論になるので、あえて出してこなかった。ここもじっくりとまた景観形成基本計画を作成する段階で、市民全体の意見を聞きながらメリハリをつけていければと考えている。

副会長：緑に関して質問だが、景観形成の基準の中で開発行為のところ、「緑化に当たっては郷土種を用いる」と書いてあって、いいことだと思うが、具体的に郷土種の表など

は作られるのか。

副会長：規則で事例は出すのか？それともアドバイスの段階でチェックをするのか？

事務局：アドバイスでやる。

会 長：郷土種をどう定義するのかというのはなかなか難しい話である。

委 員：「在来種を主にした」という理解かと思う。ただ、絶対に駄目かと言われるとそうではない。

副会長：景観重要樹木だが、よく樹木と樹林と両方指定しているところがある。樹林が入っていないということは、市内の樹林として指定可能なものはあまり見受けられない、そういう理由もあるのか。

副会長：これはすごくざっくり言わせていただくと、景観法第8条で何らか定めないといけないので定めただけの話である。その内容というのは、これからじっくりと議論をさせていきたい。

会 長：まだ現段階ではあまり運用するつもりはないという感じか。むしろ。景観計画として必要最低限求められている要綱なので、書いておくということか。

副会長：実施事項に書いている。

会 長：私も気になるのは、景観配慮地区というのは具体的な規制項目がなくて、方針を書いているので、あえて位置を指定しなくてもいいという考えか。

副会長：そうである。当初は先ほど部長がおっしゃったような絵があったのだが、絵が出てくると部会の中でも大議論になるので、そのあたりは時期尚早ということで引っ込めさせていただいた。

会 長：むしろその中は、書かれているように、関係住民等の合意形成が図られた地区については随時規制を伴う景観形成地区に移行していくということをお考えだということか。

副会長：そうである。

市 長：景観配慮地区というのは、今後、景観形成基本計画、誘導計画を高めていくに当たっては、例えば特段配慮地区についてはこういう誘導を計画しましょうみたいなものは、そちらのほうで出てくるのか。規制の対象には今回なっていないのか。

副会長：これも時間をかけて検討ということになると思うが、今のところはそこまで内容的な部分に踏み込まず、方針止まりにしておこうということになっている。

実はこのアイデアは、箕面市で景観配慮地区をやっている。箕面市は景観配慮地区に指定するだけで、すべての建築行為が届け出の対象になる。そのときに、地元説明の中でもかなり反発意見があった。地元がまとまっていないのに、どうして市役所が勝手に届出義務を課すのかという話があった。このあたりは生駒の場合もどういう形で運用していくかというのはかなり慎重にしたほうがいいのではないかな。まず基本的には住んでいらっしゃる方、あるいは土地をお持ちの方が話し合い、一定の合意が図れてこそ実効性が担保されるというところがある。都市計画マスタープランの中にもまちづくり活動支

援ということが十分盛り込まれるので、その仕組みも使い分けていただきながら、まず地区の中に入れていただいて地区の方と話し合うというプロセスを踏めればよいのではないか。

会 長：熟度を高めるのにもう少し時間がかかるということか。

副会長：そうである。

会 長：むしろ基本的な3地区、自然景観区域と市街地と田園で、これはある一定規模以上のものだが、これの規制を先行するということである。

ほかにご質問はあるか。

委 員：33ページの市民、事業者等への啓発活動の実施の中で、ここの啓発活動の中身だが、私も市民としてここに住んでいて、田畑があり、山も身近にあり、大変良好な景観そのものというのは私たちにとって身近な存在である。それらが心地よいものであるためには、そのつき合い方というものが大変大事になってくる。奈良県は子どもも大人も、山菜を採りに行ったり、探検しに行ったり、田んぼにはオタマジャクシやいろんな生物がいて子どもたちは大変興味のある部分である。身近にあれば、それにどんどん入ってしまう。山には実はマムシがいるということを私は知らなかった。大変危険な要素があるにもかかわらず、そこに来た人たちは親しみ方がわからない。これからつき合い方というのが重要な点になると思う。この啓発活動の中に、市民に対してそのようなことを教えていただけるような内容も入っているのだろうか。

副会長：土地所有者がおられるということそのものを理解されていない方もおられる。接し方、そこへの入り方、そういうことも含めて一緒に考えていかなければいけないのではないかと思っている。

委 員：田んぼにオタマジャクシを捕りに行ったりした。たまたま所有者が友達で、入らせてもらうというお話をしたときに、土の上に足を置くと、それが壊れた後、どんなに大変かという話を子どもたちに話した覚えがある。そういうことはもっと市民に話してもいいのではないか。山に子どもたちが探検しに入るとい話をすると、マムシが出るから危ない。そういう話があれば耳に入るのだが、地元の方と接点がなければそういう話も入ってこない。市民への情報提供は必要である。

会 長：自然学習の場とか体験学習の機会を一体どう考えていくか。これは景観行政そのものというよりも、むしろ緑化行政との関係のほうが近いかもしれない。自然とつき合う、あるいは二次自然である田園環境とつき合うというものもある一定の作法がないとつき合えない。これはどこかでそういう社会学習をしていただく機会をとということかと思う。

副会長：委員会が始まる前に、ある委員の方からイノブタを殺さないで景観なんてできないという話があったが、まさしくそのとおりで、下手をすると景観というのはきれいごとのええとこ取りばかりと考えるのだが、部会でも議論させてもらった中では、そういうことではなくて、我々の生活があって、それが作り出してくるものが景観であるというスタンスで考えている。やはり生活そのものをきちんとしていかないと、景観だけを取

り繕うということは多分できないと思う。そのあたりで景観というよりも、まちづくりの成果として景観を作り出したいという観点で恐らく 33 ページのあたりはこれから時間をかけて詰めていきたい。

委員：視点の持って行き方だが、確かに言われることはよくわかる。前は乱開発が多かった。その辺で生駒市もちゃんとしようという発想のもとでこういうものが出来たのだと思う。当然、人間が優先するので、住んでいる人を一番優先させるようなことを書いておられるので、これはこれとしていいのだが、付帯事項として、そういうことも考えていかないと、先ほどおっしゃったように、勝手に入ってはいけないのかと言われるし、田んぼを歩かれたら跡がついて大変だという話もある。それは地域とのコミュニケーション、自治会がしっかりしていたらそんなことはないのである。

私の自治会は旧住民は 35 軒しかなかった。これが今 200 軒を超えている。この中で、新住民と旧住民をどのようにして調和させるかということで我々は苦労している。新しくできた住宅地はみんな同じだからそういうことはないのだが、なかなかその辺の発想が違うので、何でやねん、フキなんか勝手に採っていかれるし、こんなの勝手に生えているのではないのかと。いや、全国の土地に持ち主のない土地はないと私は話すのだが、そういう発想で、それは根気よく両方とも調和していかないといけない。喧嘩ばかりしていたのではうまいこといかない。

会長：一般の市民の方に調査をすると、8 割ぐらいの方が山は公有地だと思っている。国が持っているのか、県が持っているのか、市が持っているのか、あるいは村全体で持っているのかみたいな形で、個人所有地だという認識をされている方は非常に少ない。これは山の特徴である。そのあたりからきっちり、所有者の方がいらっしゃるとこの、これは教育というより、むしろ学習なのだが。

委員：部会長にお尋ねしたい。28 ページ、色彩に関する景観形成基準を載せておられる。色彩というのはものすごく個人差がある。一定の色でもきつく感じる方と、そうでない方とおられる。

娘が家を建てたとき、外壁の色を娘はこの色にしたいと言ったが県のほうでできないと言われた。そこで、直接、県のほうへ聞きに行くと、担当者によって違うのである。係長は、「課長、これで行けます」と言うが、課長は「こんなのはあかん」と言うし、折衷案で色が決まった。なぜかという、私たちが住んでいるところは市街化区域だが、風致地区に入っている。だから、この辺がシビアなのである。色彩というのは個人差がものすごくある。この色ではわかりづらいと思う。一応注釈をつけているが。

市街化区域でも、住宅地とされて見ておられるのか、風致地区も考慮されているのか、これがいまいちわかりづらい。

副会長：風致地区は特別にはここには書いていない、住居と商業と工業の 3 段構えになっているだけの話である。風致の場合は、これは明確な基準を作っておけば判断がぶれないのだが、担当者判断になっているところが微妙なところである。

委員：うちの自治会は全部風致地区である。だからそういう質問をさせてもらった。

副会長：とりあえず景観法に基づく届け出の場合はこれを使いましょうということである。

風致の場合は、風致の担当とすり合わせていかないといけない話である。事務局で持ち帰って、これは手続き上の問題であるので、そのあたりは検討してほしい。

委員：先ほど部会長から言われたが、総合計画があって、都市計画マスタープランがあって、景観計画がある。学研北生駒は、マスタープランではにぎわい商業地になって、景観のほうで行くと田園景観地域となっている。これはどちらでもいいのだが、枚方大和郡山線も1本道があって、2本道が引いてある。統一性がない。

会長：北生駒のところはちょうど線引きの関係である。

事務局：都市計画マスタープランは10年後を見据えた形の都市構造を描いている。景観計画は現在の形を捉えて規制をかけていく。現在は調整区域になっているからこのようになっている。そこが線引き等で変わってくればまた変わる。

委員：私はわかっているが、これを見た人はわかるのか。

事務局：現在の市街化調整区域、これが線引き等で市街化区域になればまた変わってくる。

会長：これはすぐに規制行政がスタートするので、現在の線引きの状況に合わせた区域で、それが変われば改定されるということになるだろう。

副会長：先ほどのご質問とも関わるが、きつめにするのか緩めにするのかという話で言うと、決まっていないときはきつめにしておいたほうが良いという判断である。緩めるのであれば、まずちゃんと計画を作ってから緩めようという話になる。そういうご理解をいただきたい。

委員：緩めたらいけない。きついほうが良い。

委員：最終的には印刷のときは概ねこういう形で行くのか。都市マスも景観計画も。

事務局：レイアウト的には若干考えたいと思っている。基本的にはこういう形である。

会長：趣旨は？

委員：行政文書として言葉づかいが都市マスと景観計画と若干違っている部分がある。例えば「及び」という使い方、それと、段組みの関係で統一が取れていない。景観計画の中でも文字の書き具合が違っているところがある。その辺をもう1回見直したほうが良いのではないか。全角と半角の使い方が結構混乱している。気になった。

会長：印刷物にするときにはその辺はチェックをかけていただきたいということである。まだご議論があらうかと思うが、予定していた時間になった。このあたりにしたい。

部会で十分に議論していただいた甲斐があり、一番最初にこの策定委員会をしたときにはなかなか意見交換ができなかったが、今日は少し時間に巻きをかけないといけないくらい意見交換ができるようになった。これは非常にいいことである。計画づくりをすれば非常に力がつくので、その財産をどう引き継いでいくかということは非常に重要なことかと思う。ぜひともこの財産を引き継いでいきたい。

以上で予定は大体終了した。

最後にその他ということで、この機会に皆さん方から何かあるか。事務局はいかがか。
事務局：都市計画マスタープランの策定の今後の予定についてだが、パブリックコメントを実施し、その意見を受けて2月17日に専門部会を開催する。また2月21日に策定委員会で最終的にまとめていただき、それを市長に提言していただく予定になっている。

会長：今日の審議はすべて終わった。景観計画の策定作業については本日をもって策定委員会としては終了する。今後は行政側と景観審議会が最終的な作業を行っていくという形に進んでいくと思う。後で景観計画に関しては、部会長のほうと、市長に正式に提言書をお渡しさせていただきたいと思っている。

都市計画マスタープランの策定については、これからパブリックコメントを行い、それを受けてもう1度策定委員会で審議を行っていく。今後もよろしくお願ひしたい。

市長：初めて審議に参加させていただいた。熱心にご議論いただいていると改めて感じた。委員の方から少子高齢化への危惧、そのためには中高層住宅の充実というご発言があった。生駒の高齢化率は今20.8%で、全国平均よりは低いが、あと数年で25%になるだろう。先ほど人口が12万人に達したとご報告したが、当初、本市で人口推計していたよりもかなり早く12万人に達した。一方で、詳しい数字は忘れたが、生産年齢人口、15歳から64歳は、生駒は減っていない。この間、子育て支援、あるいは教育にかなり力を入れて、社会増に力を入れた結果、そういった結果が出ている。大変喜ばしいことだと思っている。都市の活力を確保する上で、生産年齢人口が増えているというのは大変重要なわけである。そのためにも計画的な都市計画と良好な景観というのはまさに都市の魅力として大変重要になってくる。委員の皆さんからいただいた貴重なご意見をもとに、今後、事務局から資料があったような形でパブリックコメントを実施して、都市マス、そして景観計画を策定していきたいと思う。

この機会に、今後とも本市の行政にご協力いただくことをお願ひ申し上げて、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

会長：これをもって委員会を終了します。どうもありがとうございました。

以上